

平成26年12月

城南衛生管理組合議会臨時会

会 議 録

第1号

(12月26日)

平成26年12月城南衛生管理組合議会臨時会会議録

平成26年12月26日

午前10時 開議

1 出席議員

鷹野雅生	議員
田辺勇氣	議員
橋本宗之	議員
山本邦夫	議員
原田周一	議員
山内実貴子	議員
中坊陽	議員
村田忠文	議員
乾秀子	議員
阪部晃啓	議員
土居一豊	議員
八島フジエ	議員
堤健三	議員
中井孝紀	議員
浅見健二	議員
荻原豊久	議員
坂下弘親	議員
真田敦史	議員
関谷智子	議員
長野恵津子	議員
矢野友次郎	議員
山崎恭一	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
中谷浩三	井手町副町長
竹内啓雄	専任副管理者
寺島修治	事業部長
太田博	施設部長
越智広志	安全推進室長

西 山 正 和	会計管理者
杉 崎 雅 俊	総務課長
橋 本 哲 也	財政課長
川 島 修 啓	施設課長
岡 輝 臣	クリーン21長谷山所長
伊 庭 利 夫	折居清掃工場長
辻 巧	奥山リユースセンター所長
花 畑 久仁浩	エコ・ポート長谷山所長
福 西 博	新折居清掃工場建設推進課長
栗 山 淳 彦	業務課長
森 内 富 雄	クリーンピア沢所長
親 見 善 人	グリーンヒル三郷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

木 下 敦	議会事務局長
白 井 祥 吾	財政課係長

### 4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第11号	城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5 議案第12号	城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

### 5 会議に付議した事件

日程第1～日程第5

午前9時58分 開会

○関谷智子議長 おはようございます。

会議前の連絡事項について、ご報告申し上げます。

汐見副管理者から欠席の届け出があり、中谷副町長に出席をいただいておりますので、ご報告を申し上げておきます。

ただ今の出席議員数は22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、12月臨時会は成立をいたしました。

これより平成26年12月城南衛生管理組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開会に当たり、あらかじめ管理者より発言の申し出がございましたので、これを許可い

たします。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、平成26年12月城南衛生管理組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、年も押し詰まり大変お忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、一部で報道されているところでございますが、昨日25日、当組合の粗大ごみ施設等建設工事建設現場において、受注者の極東開発工業の関係従業員の方が作業中、設備機械に挟まり重傷を負うという労災事故が発生いたしました。負傷されました方に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い回復をお祈りしております。

今後、発注者といえども、安全に万全を期すよう指導してまいりたいと考えておりますし、城南衛生管理組合、1年8カ月、いろんな苦労があるなかで、こういうことが起きるといふことについて、私としては極めて反省をしなければならないというふうに思っているところでございます。発注者であり、まだ引き渡しはうけてもいないとはいえ、こういうことが起きるといふことについては真摯に受けとめております。

基準値を超過したばいじん処理物を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出した事案につきまして、既にご報告しておりますとおり、去る12月22日をもって搬入停止を解除する旨の通知をいただき、同日から同センターへの搬出を再開いたしております。本件につきましては、同センターはもとより関係住民の皆様、港湾管理者、関係自治体等の方々に対して多大なご迷惑をおかけし、また、本組合管内住民の皆様にも大変なご心配をおかけしたところでございます。

今後におきましては、施設面での対策を徹底するなど再発防止に万全を期すとともに、コンプライアンス推進体制の構築、環境法令等遵守の徹底に向けた職員の教育・指導など、組織体制の強化、職員の意識改革に引き続き組織を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

改めまして、多大なご迷惑、ご心配をおかけしたことににつきまして、深くおわび申し上げます。

さて、本日お諮りをさせていただきたく存じております議案でございますが、職員等の給与改定に係る条例改正に関する2案件を提出いたしたく存じております。信頼回復への途上ではございますが、何とぞご理解賜り、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第1 諸報告について

○関谷智子議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

○**関谷智子議長** 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、田辺勇氣議員、矢野友次郎議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定について

○**関谷智子議長** 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

## 日程第4 議案第11号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第4、議案第11号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○**山本 正管理者** (登壇) ただ今議題となりました、議案第11号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第11号資料をご参照いただきたいと思います。

本案は、当組合職員の給与について、平成26年の国家公務員の給与に関する人事院勧告の内容に準じて改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、給料については、平成26年4月1日に遡及して平均0.29%の改定を行うものでございます。また、平成26年度の12月期の勤勉手当について、一般職員については現行の支給月数0.675月を0.825月に、再任用職員については0.325月を0.375月に、それぞれ引き上げを行うものでございます。

また、平成27年度以降につきましては、6月期と12月期の勤勉手当に均等配分し、一般職員についてはそれぞれ0.75月、再任用職員についてはそれぞれ0.35月といたすものでございます。なお、本年の人事院勧告では、今回の給与改定にあわせて、地域間や世代間の給与配分の見直しなどの観点から、平成27年度から俸給表、諸手当の

あり方を含めた給与制度の総合的見直しが勧告されており、今後、京都府や構成団体の取り組み状況を踏まえて、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。第11号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第5、議案第12号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○**山本 正管理者** (登壇) ただ今議題となりました、議案第12号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第12号資料をご参照いただきたいと思います。

本案は、専任副管理者の給与を一般職員の給与改定に準じて改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、平成26年度の12月期の期末手当について、現行の支給月数1.55月を1.70月に引き上げを行うものでございます。また、平成27年度以降につきましては6月期と12月期の期末手当に配分し、6月期は1.475月、12

月期は1.625月といたすものでございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。第12号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議された事件を全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年12月城南衛生管理組合議会臨時会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして、管理者からご挨拶がございますので、しばらくお待ちください。

山本正管理者。

○**山本 正管理者**(登壇) 平成26年12月城南衛生管理組合議会臨時会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、提案いたしました職員の給与に関する条例の一部改正及び専任副管理者の給与に関する条例の一部改正の2議案をいずれもご可決賜りまして、まことにありがとうございました。

本日をもちまして、通常事務は仕事納めとなりますが、ごみ及びし尿の処理施設は休みなく稼働させ、また、現在建設しております新粗大ごみ処理施設につきましても、来年の1月5日より稼働させることとしており、管内の廃棄物処理に万全を期してまいることといたしております。

年の瀬を迎え、何かとご多忙をきわめられることと存じますが、議員各位におかれましてはお体をご自愛いただきまして、来る年のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げますとともに、この1年のご指導、ご厚情に感謝と御礼を申し上げたいと思います。

また、先ほどはそれぞれ議案をご可決いただき、心よりうれしく思っております。反省すべき点はしっかり反省をして、城南衛生管理組合の事業を遂行するために力いっ

ばい管理者、副管理者を含めて、職員一同頑張っていることを申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○関谷智子議長 以上でございます。ご苦労さまでございました。

皆さん、お元気でよいお年をお迎えくださいませ。ありがとうございました。

午前10時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 関谷 智子

副議長 八島フジエ

議員 田辺 勇気

議員 矢野友次郎

参 考 资 料

議決議案

議案第11号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する  
について

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成26年12月26日提出

城南衛生管理組合

管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員以 外の職 員	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300

5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500

39	196, 100	252, 700	295, 100	341, 700	367, 700	395, 900	440, 300
40	197, 400	254, 300	296, 900	343, 700	369, 100	397, 100	441, 100
41	198, 700	255, 700	298, 700	345, 600	370, 600	398, 200	441, 700
42	200, 000	257, 100	300, 400	347, 500	371, 500	399, 400	442, 400
43	201, 300	258, 500	302, 100	349, 400	372, 600	400, 600	443, 100
44	202, 600	259, 900	303, 800	351, 300	373, 700	401, 800	443, 800
45	203, 800	261, 100	305, 500	352, 800	374, 500	402, 500	444, 600
46	205, 100	262, 500	307, 200	354, 300	375, 400	403, 200	445, 400
47	206, 400	263, 900	308, 900	355, 800	376, 300	403, 900	446, 100
48	207, 700	265, 300	310, 600	357, 300	377, 200	404, 600	446, 900
49	208, 800	266, 600	311, 800	359, 000	378, 200	405, 200	447, 500
50	209, 900	267, 800	313, 400	359, 800	379, 000	405, 900	448, 200
51	211, 000	269, 100	315, 000	361, 000	379, 800	406, 600	449, 000
52	212, 100	270, 400	316, 600	362, 000	380, 600	407, 300	449, 800
53	213, 300	271, 500	318, 300	362, 900	381, 300	408, 000	450, 400
54	214, 300	272, 700	319, 900	364, 000	382, 000	408, 700	451, 200
55	215, 300	274, 000	321, 500	365, 000	382, 700	409, 400	452, 000
56	216, 300	275, 300	323, 100	366, 100	383, 400	410, 000	452, 600
57	217, 100	276, 400	324, 600	367, 000	383, 900	410, 600	453, 200
58	218, 100	277, 500	325, 800	367, 700	384, 500	411, 200	454, 000
59	219, 000	278, 600	327, 000	368, 400	385, 200	411, 800	454, 800
60	220, 000	279, 700	328, 200	369, 100	385, 900	412, 400	455, 600
61	220, 800	280, 900	329, 000	369, 600	386, 300	412, 900	456, 200
62	221, 800	281, 900	329, 900	370, 200	387, 000	413, 600	
63	222, 800	282, 900	330, 700	370, 900	387, 600	414, 200	
64	223, 800	283, 900	331, 500	371, 600	388, 200	414, 800	
65	224, 500	284, 700	332, 400	371, 900	388, 700	415, 100	
66	225, 500	285, 600	332, 800	372, 600	389, 300	415, 700	
67	226, 500	286, 500	333, 600	373, 300	389, 900	416, 400	
68	227, 600	287, 400	334, 400	374, 000	390, 500	416, 900	
69	228, 400	288, 400	335, 200	374, 400	390, 900	417, 400	
70	229, 200	289, 200	335, 900	375, 000	391, 500	418, 100	
71	230, 000	290, 000	336, 600	375, 700	392, 200	418, 800	
72	230, 800	290, 800	337, 300	376, 300	392, 800	419, 500	

73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100		
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800		
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500		
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000		
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700		
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400		
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100		
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600		
86	241,000	295,900	344,000	383,900			
87	241,700	296,200	344,500	384,500			
88	242,400	296,600	344,900	385,100			
89	243,100	296,900	345,200	385,800			
90	243,600	297,300	345,600	386,400			
91	244,100	297,700	346,100	387,000			
92	244,600	298,100	346,500	387,600			
93	244,900	298,200	346,700	388,300			
94		298,500	347,100				
95		298,900	347,600				
96		299,300	348,000				
97		299,500	348,100				
98		299,800	348,600				
99		300,200	349,100				
100		300,600	349,400				
101		300,800	349,700				
102		301,100	350,100				
103		301,500	350,500				
104		301,800	350,900				
105		302,000	351,400				
106		302,300	351,800				

107		302,700	352,200				
108		303,000	352,600				
109		303,200	353,100				
110		303,600	353,500				
111		304,000	353,900				
112		304,300	354,200				
113		304,400	354,700				
114		304,700					
115		305,000					
116		305,400					
117		305,600					
118		305,800					
119		306,100					
120		306,400					
121		306,800					
122		307,000					
123		307,300					
124		307,600					
125		308,000					
再任用 職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

第2条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、平成26年4月1日から、改正後の

条例第17条の4第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 提案理由

国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じ、本組合職員の給与を改定するため、本案を提案するものであります。

#### 議案第12号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を  
制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成26年12月26日提出

城南衛生管理組合

管理者 山本 正

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(案)

第1条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職員の給与改定に準じ、期末手当支給月数について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。